

**<資料目録>**  
**<民事訴訟費用法の改正（敗訴者負担）>**  
**(平16・1・28)**

- 1 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案**
  - ① 改め文・理由**
  - ② 新旧**
- 2 説明資料**
  - ① 必要的共同訴訟における敗訴者負担の在り方**
  - ② 必要的共同訴訟の場合の敗訴者負担額の試算**
- 3 用例メモ**

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を  
「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八  
第五章 雜則（第二十九条・第三十条）

条の三）

に改める。

」

第四条第一項中「価額」の下に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額」を加える。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

### 第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限り、第二条第十号に規定する弁護士である者を除く。以下この条において同じ。）を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者

が負担すべき訴訟の費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定める算定方法により算出して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがあつた場合におけるその反訴についてその申立てをした当事者が負担すべき前項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴について同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴について同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3 第四条第一項の規定にかかわらず、第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合における別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、その申立てをした各当事者ごとに各別に算出する。

(A案)

4 前項に規定する場合において、同項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に係る訴訟代理人の報酬

に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、同項の申立てをした各当事者の全員について一の請求に係るものとする。

(B案)

4 前項に規定する場合において、同項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、同項の規定にかかわらず、その申立てをした各当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、同項の定めるところにより算出して得た額をその負担すべき当事者の相手方の数で除して得た額とする。

5 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならぬ。

8 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の規定による訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出し、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出する。

9 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している時に当事者間でされたものを除き、無効とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

項	欄	欄
上	下	欄
一 訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに 一万円	
二 訴訟の目的の価額が百万円を超える五百円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円	

三 訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	その価額五十万円までごとに 一万円
四 訴訟の目的の価額が千万円を超える部分	その価額百万円までごとに 三千円

## 附 則

### （施行期日）

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例による。

## 理 由

弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者が簡易な手続による償還の方法を選択することを可能にするため、当事者の双方共同の申立てがある場合にその報酬に係る費用を敗訴者の負担とする制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (同上)
<u>第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用 (第二十八条の三)</u>	<u>第四章 雜則 (二十九条・第三十条)</u>
第五章 雜則 (二十九条・第三十条)	
附則	附則
(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。
257 (略)	257 (同上)
<u>第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用</u>	
(新設)	
第二十八条の三 訴訟代理人 (弁護士、司法書士又は弁理士である者)	

に限り、第二条第十号に規定する弁護士である者を除く。以下この条において同じ。)を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定める算定方法により算出して得た額とする。

2| 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがあつた場合におけるその反訴についてその申立てをした当事者が負担すべき前項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴について同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴について同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3| 第四条第一項の規定にかかわらず、第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合における別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、その申立てをした各当事者ごとに各別に算出する。

(A案)

4| 前項に規定する場合において、同項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に係る訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の額は、同項の申立てをした各当事者の全員について一の請求に係るものとする。

(B案)

4| 前項に規定する場合において、同項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、同項の規定にかかわらず、その申立てをした各当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、同項の定めるところにより算出して得た額をその負担すべき当事者の相手方の数で除して得た額とする。

5| 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6| 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げる事ができる。

る。この場合においては、前項の規定を準用する。

7|訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならぬ。

8|第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の規定による訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更による請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更による訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出し、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出する。

9|第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後ににおいて訴訟代理人を選任している時に当事者間でされたものを除き、無効とする。

第五章 雜則

第二十九条、第三十条 (略)

第四章 雜則

第二十九条、第三十条 (同上)

別表第一、第二 (略)

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

項	上欄	下欄
一 訴訟の目的の価額が百万円ま での部分	訴訟の目的の価額が百万円ま での部分	その価額十万円までごとに 一万円
二 訴訟の目的の価額が百万円を 超え五百万円までの部分	訴訟の目的の価額が百万円を 超え五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円
三 訴訟の目的の価額が五百万円 を超える千円までの部分	訴訟の目的の価額が五百万円 を超える千円までの部分	その価額五十万円までごとに 一万円
四 訴訟の目的の価額が千円を 超え十億円までの部分	訴訟の目的の価額が千円を 超え十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円

（新設）

## 必要的共同訴訟における敗訴者負担の在り方

- 1 必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の1人の行為は全員の利益においてのみその効力を生じる（民事訴訟法第40条第1項）とされ、共同訴訟人の一部が訴訟物を処分することはできない。このような特殊な性質の訴訟物（共有物分割請求権、民法上の組合の財産関係、入会権等）を対象とする訴訟の訴訟代理人の報酬に係る費用については、共同訴訟人に一体的に帰属していると考えられるので、訴訟物自体の性質上（共有、合有、総有等）、そもそも訴訟物の価額に応じた費用の額を一部の共同訴訟人が受け取ることができると考えるのは合理的とはいひ難く、むしろ共同訴訟人の1人が請求できる費用の額は、訴訟物の価額に応じて算出される費用の額を共同訴訟人の人数で除して得た額と考えるのが合理的である。したがって、共同訴訟人の1人が相手方と共同申立てをした後に他の共同訴訟人が共同申立てをしたとしても、当該者が請求できる費用の額に変動が生ずることにはならない。
- 2 仮に、必要な共同訴訟においても訴訟代理人の報酬に係る費用は共同申立てをした各当事者ごとに訴額に応じて定めることを徹底すると、各当事者は、共同申立ての仕方によっては一人と共同申立てをした場合の数倍の費用を請求することができ、又は負担しなければならないことになり、この不都合を回避する方法としては、費用を負担する側（敗訴した側）が複数のときには連帯債務とし、償還を求める側（勝訴した側）が複数のときには連帯債権とする考えられる。

しかし、仮に、勝訴した側が複数のときには連帯債権となるとした場合には（注）、勝訴した側の一人が全額を回収してしまうと、他の共同訴訟人が全額を回収した共同訴訟人に対して回収した費用について何らかの請求（一定の分与・償還等の請求）をすることは当然にはできないと考えられ（全額を回収した者は法律上の原因なく回収したとはいえないことから、他の共同訴訟人は、全額を回収した者から不当利得を理由に返還を求めるることはできない。）、共同申立てをして勝訴判決を得ながら、共同訴訟人間で全額回収できる者と全く回収できない者とを生じさせることになり、費用負担の公平を害する結果となり得る。

（注）仮に連帯債権とせずに勝訴した側がそれぞれ全額を回収できるとすると、負担する側が数倍の負担をしなければならない場合が生じる。

- 3 民法上、多数当事者の債権債務関係は分割債権債務関係となるのが原則であり（民法第427条）、契約又は法律の規定のない限り当然には連帯債権・連帯債務関係とはならない。共同訴訟における訴訟費用の負担についても民事訴訟法第65条第1項は分割債権債務関係を原則としている。したがって、仮に勝訴した側が複数の場合には連帯債権とし、又は敗訴した側が複数の場合には連帯債務とする場合には、その旨の実体規定を法律に置く必要がある。

しかしながら、民訴費用法は訴訟費用の費目及びその額の定め方を定める法律であって、その債権又は債務自体の性質を規定する法律ではなく、同法にそのような規定を置くことは相当ではない。また、仮に民事訴訟法にその旨の規定を置くとすれば、訴訟代理人の報酬に係る費用のうち必要的共同訴訟の場合のみ特則を規定することになるが、そのような規定を置くことは、民事訴訟法第65条第1項（等しい割合での負担を原則としつつ、裁判所が事案に応じて裁量により連帯負担とする旨の同項の規律の在り方）との整合性の観点から疑問であり、訴訟費用全般につき一般的な規律を定める他の規定との均衡の観点からも相当ではないと考えられる。

## 必要的共同訴訟の場合の敗訴者負担額の試算について

### 1 A案の考え方

#### (1) AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合



- 訴訟物は1個であり、その訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

ア A X間で共同の申立てがあるとき

① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② X Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ まず、A X間で共同の申立てがあり、その後にA Y間で共同の申立てがあったとき。

① Aが勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とYの債務は連帯債務）。

② X Y側が勝訴した場合

X・Yは、Aに対し、30万円を請求することができる（Xの債権とYの債権は連帯債権）。

ウ 当初からA X間及びA Y間で共同の申立てがあるとき  
イと同じ。

(2) A～CがX・Yに対して共有物分割請求をする場合



- 訴訟物は1個であり、その訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

ア AX間で共同の申立てがあるとき

① ABC側が勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② XY側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間で共同の申立てをした場合

① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とYの債務は連帯債務）。

② XY側が勝訴した場合

X・Yは、Aに対し、30万円を請求することができる（Xの債権とYの債権は連帯債権）。

ウ 当初からAX間及びAY間で共同の申立てがあるとき  
イと同じ。

エ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間、BX間で共同の申立てがあった場合

① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とYの債務は連帯債務）。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

（Aの債権とBの債権は連帯債権）

② XY側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、連帯して30万円を請求することができる（Aの債務とBの債務は連帯債務）。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

（Xの債権とYの債権は連帯債権）

オ 当初から、A X間、A Y間、B X間で共同の申立てがあった場合  
エと同じ。

カ まず、A X間で共同の申立てがあり、その後にA Y間、B X間、B Y間で  
共同の申立てがあった場合

① A B C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

Bは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

（Aの債権とBの債権は連帯債権）

② X Y側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、30万円を請求することができる（Aの債務とB  
の債務は連帯債務）。

Yは、A・Bに対し、30万円を請求することができる（Aの債務とB  
の債務は連帯債務）。

（Xの債権とYの債権は連帯債権）

キ 当初からA X間、A Y間、B X間、B Y間で共同の申立てがあった場合  
カと同じ。

ク まず、A X間で共同の申立てがあり、その後に、A Y間、B X間、B Y間、  
C X間、C Y間で共同の申立てがあった場合

① A B C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

Bは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

Cは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

（Aの債権、Bの債権、Cの債権は連帯債権）

② X Y側が勝訴した場合

Xは、A・B・Cに対し、30万円を請求することができる。

Yは、A・B・Cに対し、30万円を請求することができる。

（Xの債権、Yの債権は連帯債権）

ケ 当初から、A X間、A Y間、B X間、B Y間、C X間、C Y間で共同の申  
立てがあった場合

クと同じ。

## 2 B案の考え方

### (1) AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合



- 訴訟物は1個であり、その訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。  
Aが勝訴した場合、Aが請求できる額は30万円である。  
XY側が勝訴した場合、Xが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ 、Yが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ となる。

#### ア AX間で共同の申立てがあるとき

- ① Aが勝訴した場合  
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ② XY側が勝訴した場合  
Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

#### イ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間で共同の申立てがあったとき。

- ① Aが勝訴した場合  
Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる。  
※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに15万円、Yに15万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。
- ② X、Yが勝訴した場合  
Xは、Aに対し、 $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。  
Yは、Aに対し、 $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

#### ウ 当初からAX間及びAY間で共同の申立てがあるとき イと同じ

(2) A～CがX・Yに対して共有物分割請求をする場合  
(訴額1,000万円,訴訟代理人の報酬に係る費用30万円)



- 訴訟物は1個であり、その訴額(1,000万円)をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

A・B・C側が勝訴した場合、Aが請求できる額は $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ 、  
Bが請求できる額は $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ 、Cが請求できる額は、 $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ となる。

X・Y側が勝訴した場合、Xが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ 、Yが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ となる。

ア A・X間で共同の申立てがあるとき

① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、Xに対し、10万円を請求することができる。

② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

イ まず、A・X間で共同の申立てがあり、その後にA・Y間で共同の申立てをした場合

① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに5万円を請求することができる(同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。)。

② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、15万円を請求することができる。

ウ 当初からA・X間及びA・Y間で共同の申立てがあるとき  
イと同じ。

エ まず、A・X間で共同の申立てがあり、その後にA・Y間、B・X間で共同の申立てがあった場合

① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、10万円を請求することができる。

② X Y側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、15万円を請求することができる。

Yは、A・Bに対し、15万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに7.5万円、Bに7.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

オ 当初から、AX間、AY間、BX間で共同の申立てがあった場合  
力と同じ。

カ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間、BX間、BY間で  
共同の申立てがあった場合

① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

Bは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

② X Y側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、15万円を請求することができる

Yは、A・Bに対し、15万円を請求することができる

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに7.5万円、  
Bに7.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所  
は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

キ 当初からAX間、AY間、BX間、BY間で共同の申立てがあった場合  
力と同じ。

ク まず、AX間で共同の申立てがあり、その後に、AY間、BX間、BY間、  
CX間、CY間で共同の申立てがあった場合

① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

Bは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

Cは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに  
5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・  
Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X Y側が勝訴した場合

Xは、A・B・Cに対し、15万円を請求することができる。

Yは、A・B・Cに対し、15万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに  
5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・

Yに連帯負担を命じることができる。)。

ケ 当初から、AX間、AY間、BX間、BY間、CX間、CY間で共同の申立てがあった場合  
クと同じ。

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律(仮称)用例メモ(16.01.28)

### 〈第28条の3第1項関係〉

#### 算定

○民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年四月六日法律第四十号)

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第二条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 当事者等(当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。)が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額

#### イ 旅費

(1) 旅行が本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額(これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額)。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額(当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額)

#### ロ 日当

出頭及びそのための旅行(通常の経路及び方法によるものに限

る。)に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

#### ハ 宿泊料

出頭及びそのための旅行(通常の経路及び方法によるものに限る。)のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

#### 五～十八 (略)

#### (訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

#### 2～7 (略)

#### (旅費の種類及び額)

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)によって、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

#### (第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第百五十六条第二項 又は滞納処分と強制執行

等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第三十六条の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 供託するために要する旅費、日当及び宿泊料  
    第二条第四号及び第五号の例により算定した額
  - 二 供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用  
    提出又は交付一回につき第二条第十八号の例により算定した額
  - 三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用  
    供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が定める額
  - 四 供託の事情の届出の書類の提出の費用  
    提出一回につき第二条第十八号の例により算定した額
  - 五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るもの交付を受けるために要する費用  
    交付一回につき第二条第七号の例により算定した額
- 2、3 (略)

#### 算定方法により算出

- 国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令（昭和四十六年五月二十二日政令第百五十七号）  
(土地等の対価の算定方法)

第一条 国有農地等の売払いに関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の売払いの対価は、その売払いに係る土地等（法第二条の土地等をいう。以下同じ。）の時価に十分の七を乗じて算出するものとする。ただし、その算定方法により算出される額が、その売払いに係る土地等の買収の対価に相当する額（その売払いに係る土地等につき、国が耕地整理組合費、土地区画整理組合費その他農林水産省令で定める費用を負担したときは、その額にその費用に相当する額を加算して得た額とする。以下この項において同じ。）に満たない場合には、その買収の対価に相当する額によるものとする。

- 農地法施行令（昭和二十七年十月二十日政令第四百四十五号）  
(附帯施設の対価の算定方法)

第三条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する法第十一条第一項第三号の対価は、立木にあつては次に掲げる算定方法により算出するものとし、工作物にあつては附録第一の算式により算出するものとする。

一 用材用の竹木 伐期（地方の慣行による最低伐期をいう。以下同様と

する。) に達した竹木及び伐期に達しないが市場価格のある竹木にあつては、附録第二の算式により算出される額に副産物の評価額を加えて算出するものとし、伐期に達しない竹木で市場価格のないものにあつては、附録第三の算式により算出するものとする。

## 二 薪炭用の竹木

伐期に達した竹木にあつては、附録第二の算式により算出するものとし、伐期に達しない竹木にあつては、その竹木の伐期における推定市場価格にその現在林齢の伐期林齢に対する比率を乗じて算出するものとする。

## 三 果樹その他これに類するもの

(イ) 壮齢に達しているもの 残存効用年数に応じ、その期間の推定平均純益年額の農林水産省令で定める率による複利年金現価により算出するものとする。

(ロ) 壮齢に達しないもの 壮齢に達すべき年につき(イ)の算定方法の例により算出される額に、現在の育成価格の壮齢に達すべき年の推定育成価格に対する比率を乗じて算出するものとする。

### (未墾地等の対価の算定方法)

第六条 法第五十条第一項第四号(法第五十八条第二項及び第五十九条第五項において準用する場合を含む。)の対価は、農地以外の土地にあつては、第三条第一項の算定方法により算出するものとする。この場合において、その土地の上に地上権、永小作権、入会権、賃借権その他の権利でその消滅につき法第五十三条第一項(法第五十八条第二項及び第五十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により補償金の交付を受けるべきものがあるときは、その補償金の額を差し引き、その土地の上に竹木又は工作物があるときは、その竹木又は工作物の価額を加えて算出するものとする。

### <第28条の3第3項関係>

#### 各別に

○会社更生法(平成十四年十二月十三日法律第百五十四号)

(代理委員)

第一百二十二条 更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

○民事訴訟法(平成八年六月二十六日法律第百九号)

(同時審判の申出がある共同訴訟)

第四十一条 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

3 第一項の場合において、各共同被告に係る控訴事件が同一の控訴裁判所に各別に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

○資産再評価法（昭和二十五年四月二十五日法律第百十号）

（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）

第五十一条（略）

2 第六条第一項又は第十四条第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用する。

○会社経理応急措置法（昭和二十一年八月十五日法律第七号）

第十六条 特別経理会社は、会社の事業年度毎に、新勘定旧勘定各別に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

＜第28条の3第4項関係＞

数で除して得た額

○社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年五月二十七日法律第七十七号）

（障害厚生年金等の額の計算の特例）

第二十条 第十六条第一項若しくは第十七条第一項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十六条第二項若しくは第十八条の規定により支給する遺族厚生年金（特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。）の同法第六十条の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第六十条の規定による額を三百で除して得た額に、第一号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三百以上である場合は、この限りでない。

一 特例による障害厚生年金の支給事由となった障害又は特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数

二 三百から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得

た月数

○政党助成法（平成六年二月四日法律第五号）

（政党の合併等の場合における政党の届出及び政党交付金の交付）

第二十三条

1、2 (略)

3 政党の分割が行われる場合において、その年分として当該分割により解散する政党（以下「分割解散政党」という。）に対して交付すべき政党交付金は、前条の規定にかかわらず、当該分割により設立される政治団体で当該設立の日において第二条第一項第一号に該当するもの（以下「分割政党」という。）に対して交付する。この場合において、当該交付する額は、その年分として分割解散政党に対して交付すべき政党交付金の額から既交付金の額を控除した残額に相当する額に当該分割政党にその設立の日現在で所属する衆議院議員又は参議院議員のうち当該分割解散政党に当該解散の日現在で所属していたものの数（以下この項及び第二十五条において「所属議員数」という。）を乗じて得た額を当該分割に係る各分割政党（次項の届出をしたものに限る。）の所属議員数を合算した数で除して得た額とする。

○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年五月一日法律第三十六号）

（犯罪被害者等給付金の額）

第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該療養についての被害者負担額を加えた額とする。

4 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

5 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

（遺族補償費の額）

第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

- 2 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。
- 3 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。

○独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年七月三十日政令第三百四十三号）

（農業者老齢年金の額の算定方法）

第一条 独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第二十九条の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

- 一 納付された保険料（法第五十五条の規定により徴収された保険料を含む。第八条第二項第二号において「納付保険料」という。）及びその者が農業者老齢年金の受給権を有したこととなった日の属する月の末日までの当該保険料の運用収入の額の総額
- 二 予定利率、予定死亡率及び第六条に規定する年齢を勘案して、将来にわたって、農業者老齢年金及び死亡一時金に関する事業に係る財政の均衡を保つことができるよう農林水産大臣が定める数